

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第15回（定例会）

署名人 喜久里美也子

委員長 添石幸伸

開催日時 平成26年11月4日（火）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時55分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（3～5は非公開）

- 1 報告1 平成26年度那覇市社会教育功劳者等表彰について 【生涯学習課】
- 2 議案第33号 那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 【市民スポーツ課】
- 3 議案第34号 那覇市立幼稚園保育料等条例制定に関する意見の申し出について 【こども政策課】
- 4 議案第35号 那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について 【こども政策課】
- 5 議案第36号 那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令制定について 【こども政策課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査

（生涯学習課）石原実課長、照屋満主幹、田場壮子主査

（市民スポーツ課）我那覇生男課長、富山嘉仁主事

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

【こどもみらい部】本部栄治副部長

（こども政策課）諸見里律子副参事、惣慶敦子主幹、山内誠実主査

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長 これより平成26年度第15回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は喜久里委員にお願いいたします。それでは早速議事を進行して参ります。報告1「平成26年度那覇市社会教育功劳者等表彰について」の説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 報告理由説明

石原課長 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問がございましたら発言のほうよろしくをお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員 多くの方々に支えられて那覇市の社会教育というのがなされているんだなということで、本当にここで感謝の意を表したいと思います。それと質問が二つあるんですけれども、25ページの推薦状況一覧のところなんですけれども、ここに書いてある20名の方々が受賞者を推薦したということでしょうか。

石原課長 そうです。

饒波委員 この方々が今回の受賞者の方々を推薦したということで、推薦者自体は、私が推薦者になりますという感じですか。

石原課長 これにつきましては、こちらのほうから外部団体もしくは内部の組織に対して、推薦依頼を出しているんです。外部団体、社会教育関係団体と自治会に出しております。内部につきましては社会教育関係課に出して、あと小学校、中学校に推薦依頼を出しております。そちらのほうから推薦があったということです。

添石委員長 はい、よろしいでしょうか。

饒波委員 はい。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。私のほうから一点、本当に饒波委員がおっしゃるように、いろんな方、いろんな個人、団体に支えられていることを毎年感じる場所があるんですけれども、社会の変化とともに、実はもっともっと社会教育の現場に関わっている団体があったり、なかなか目の目が当たらないというか、実は活躍しているんですけどもその個人であったりとか。そういう取りこぼしがないような、しっかりとその人がキャッチできるような仕組みというのができているのかどうか。要するに表現が悪いですが、ちょっとマンネリ化したような基準になっていないかどうかですね、その辺、現状はどうなんでしょうか。

石原課長 これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり社会教育関係団体、自治会とか社会教育関係課、あと学校等にも出してはおります。だからこれである程度網羅はしているつもりなんですけれども、もしかしたら、おっしゃるとおり社会状況の変化によって、そういう組織に属しないけれども、そういう社会教育活動、もしくは個人で地道にやっていたらっしゃる方がいらっしゃるかもしれない、ということも有り得るわけです。だからそういったことを我々のほうで、そういう情

報をキャッチした場合には、それに関連する課とか機関に、こういう方がいらっ
しゃいますよ、是非推薦をあげてくださいというふうな呼びかけはしております
し、これからもそういったことがあれば是非呼びかけをしていきたいと考えてお
ります。

添石委員長 また次年度以降に向けて、そういう情報をしっかりキャッチできるとか、何か意
識した働きかけを是非お願いしたいと思います。はい、喜久里委員。

喜久里委員 皆さんがおっしゃるように、たくさんの方に支えられているんだと改めて、内
容を読んでもすごいなと思いました。ただ委員長がおっしゃったように、企業と
かはこの頃、かなりいい貢献をしている所も出てきていると思うのですが、そ
ういうのは企業だから駄目とかあるのでしょうか。

石原課長 過去に企業の受賞というのは例がないんですけれども、要綱に抵触しなければい
けるのかなとは思いますが、ただこれについては精査して、今この場でお
答えできないので。

喜久里委員 企業は営利を目的とはしているので非常に難しい、ちゃんと見ないといけないと
思うのですが、そういうふうに頑張っている所を認めてあげると更に多くの方が
那覇市に協力してくれると良いなと思って伺いました。

添石委員長 確かに、特にキャリア教育とか学社融合的なものの中で、実際にかなり実践に力
を入れている企業も県内に増えてきているので、それも一度解釈の部分も含めて
検討する価値があるかと思います。それと企業も積極的に地域との連携とかしや
すくなってくると思いますのでよろしくお願いします。はい、神村委員。

神村委員 今、企業の話が出ましたけれども、企業が那覇市に関して一番貢献しやすい部分
といたら、もしかしたら中学生の職場体験だと思います。派遣ですね。教育
委員会も一緒になってこの体験先を探すことはとても大変でした。ですから企業
のそういう貢献といいますか、社会貢献とはいったいどんなものかなっていうこ
とを改めて考えさせられましたし、企業の皆さんも積極的にそういうことを市に
対してやっぱり作っていかないと、一緒になって子ども達を育てていくという考
え方に立たないと感じました。以上です。

添石委員長 はい、ありがとうございました。以上でよろしいでしょうか。

全 員 はい。

添石委員長 それでは質問がないようですので報告1の「平成26年度那覇市社会教育功労者
等表彰について」は終了いたします。それでは続きまして議案第33号「那覇市
スポーツ推進審議会委員の委嘱について」の審議に移ります。それでは説明をお
願いいたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 提案理由説明

我那覇課長 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いいたします。はい、饒波委員お願いします。

饒波委員 ちょっと確認したいのですが、新しく入られた3名の方、推薦はどちらからですか。

我那覇課長 3番目の翁長様は那覇市体育協会の副会長をやっております。前任の湧川様が那覇市体育協会の副会長を変わりましたので、那覇市体育協会の副会長ということで翁長様にお願いをしている所です。6番目の宮城様は沖縄県経営者協会からのご推薦がございました。2ページの下欄、備考のほうに書いてあります。沖縄県経営者協会、沖縄税理士会より推薦を頂いているということになります。

饒波委員 はい、ありがとうございます。

添石委員長 よろしいでしょうか。はい、ほかいかがでしょうか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 任期は2年で再任されることができるんですか、再々任はないんですか。

我那覇課長 再々任も考えてはおりますが、私達の目途としましては再任までということです。

渡慶次教育長 これまでは再々任はないと。

我那覇課長 これまではあります。

伊良皆部長 過去の事例としては、5期10年というのもございました。しかし近年は2期更新というような形で考えているようでございます。

渡慶次教育長 特に縛りはない、再任されることができるという、この再任というのが何回でもいいという意味での再任ということですか。

伊良皆部長 那覇市のほうでもいわゆる内規的な部分で5期を限度というような形がありますので任期は1期2年で、10年が限度というような形になるかと思えます。

添石委員長 よろしいでしょうか。

渡慶次教育長 はい。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 2ページのこの委員名簿の備考を見ますと、栗栖さんと翁長さんが那覇市体育協会の関係者ということで、指定管理候補者選定の審議時には除外と書いてありますが、この辺りの説明をお願いします。

我那覇課長 指定管理者の選定をする際に公募いたします。公募をして応募をする業者団体がありますけれども、現在那覇市体育協会が指定管理者として市民体育館、沖縄セルラースタジアムを見ております。那覇市体育協会が審査の対象になった場合にはやはり審査委員の中にその関係者がいるのはまずいだろうということで、審査の時にはその那覇市体育協会の関係者の方は審査から除外をしております。改めて条例では臨時の委員を入れることができるという事がありますので、臨時の委員についての任命も教育委員会会議に諮りましてその時にまた審査、委員会を立ち上げるという事になります。

饒波委員 そうすると7人中2名がもしそうなった場合に、5人で協議するのではなくて新たに2人入れて7人でということですか。

我那覇課長 はい。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 教えて頂きたいのですが、条例の第2条（1）スポーツ推進計画に関すること、（4）その他スポーツ推進に係る重要事項、というふうにあります。例えばどのようなことを今までなさっていたのか教えて頂きたいと思います。

我那覇課長 重要事項に関しては、それぞれの立場から専門的な技術指導、又は助言等を頂いて、これまで行っております。具体的には資料を持ち合わせていないのでお答えするのが難しいのですが、スポーツ行政に関して、例えばウォーキングをやる時にはこういうふうにやったほうが良いよとかその技術的な指導、やり方についてこういう助言を頂くというようなことと考えております。

喜久里委員 はい、わかりました。

伊良皆部長 補足をいたします。近時の例で申し上げますと、奥武山体育施設の中にセルラースタジアムとセルラーパークがございますが、巨人キャンプの関連もありまして、今回トレーニングジムが新設されました。トレーニング機材等々に関してはキャンプ使用というのがあって、結構高度なトレーニング機器が導入されております。その中で施設の規模でありますとか動線的な規模でありますとかこういった部分に関してスポーツ推進委員の方々の意見を拝聴したと、その中で特に今回の委員の中に金城さんという方がいらっしゃるのですが、この方は健康指導士等々もありますので、そういう方々から専門的見地から意見を聞く、そういう意味ではスポーツ推進に係る重要事項の一例になるかと思えます。

喜久里委員 ありがとうございます。ちなみに小中の子ども達のそういうスポーツ推進計画とはまた違うんですね。大人、一般に向けてということで。

田端部長 学校体育は学習指導要領に基づいて授業として行われますので、これはどちらかというと社会体育、広い範囲のものかと思えます。

喜久里委員 わかりました。

添石委員長 ほかよろしいでしょうか。それではほかに質問等ございませんので議案第33号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第33号は原案どおり議決させていただきました。それでは、これより先の案件につきましては那覇市議会12月定例会に提出予定の案件が含まれておりますので非公開とすることが適当であると思われます。なお審議が非公開

となりまして会議録は那覇市議会１２月定例会へ議案を提出後に公開することとなります。それでは審議の非公開の可否につきまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第６項及び第７項」により採決させていただきます。議案第３４号から議案第３６号につきまして非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

異議なしとのことですので議案第３４号、議案第３５号、議案第３６号については非公開とさせていただきます。それでは関係者以外の方は退席をお願いいたします。それではまず初めに議案第３４号「那覇市立幼稚園保育料等条例制定に関する意見の申し出について」説明をお願いいたします。

本部副部長

提案理由・資料説明

添石委員長

それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いします。はい、神村委員。

神村委員

全園児が一律であったと。これからはこういうふうに階層ごとに変わっていくということですが、保育園の考え方と基本的には一緒なんですか。

本部副部長

基本的に一緒です、考え方は。保育園、幼稚園についてはそれぞれの所得階層ごとに応じた料金を設定しなさいというのが新制度でございます。ただ結果として、一旦一律で頂きますが、後程国の補助を受けてキャッシュバックするみたいになりますので、結果としては同じであるんですけれども、新制度では最初から国の補助も減免対象、公立については無くなるので応能負担で頂きなさいという事でございます。

添石委員長

よろしいでしょうか。

神村委員

はい。

添石委員長

はい、饒波委員。

饒波委員

今、神村委員のご意見の内容に質問があるんですけれども、保育園では現状でもこういった階層別の料金設定しているんですか。

本部副部長

はい、そうです。現状でも階層別の設定でございます。

饒波委員

はい、わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

今、もしかして第４階層の７，０００円が上がるかもしれないということで、したら条例も、月額７，０００円上限というのを変えていくと。

本部副部長

例えばこれが７，５００円に変わるとしたら、条例のほうで上限額７，５００円となって、そして規則のほうではこの第４階層、所得割の額が７万７，１０１円以上の世帯の部分が７，０００円ではなく７，５００円という記載になります。

喜久里委員

連動していくのですね。はい、わかりました。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

上限額、今７，０００円ですけれども、もう少し上がるかもしれないということ

も考えられるとおっしゃっていましたがけれども、今現額で5,783円ですよね。そうするとだいぶ値上がりをするということになるんですけれども、この辺何かもっと7,000円を超えて値上がりするということは、保護者にとっては負担になるのかなと。そうすると公立幼稚園より、私立や保育園に入れたりということが多くなって来るという可能性はありますよね、そういうことに関してはどの様に考えていらっしゃるのですか。

本部副部長 公立幼稚園の、保育料を同じ5歳児で考えると2万9,700円になるんですが、ただ朝7時半から夕方6時半まで保育があって給食があってその他諸々違う条件ですので単純には比較はできないんですが、この時間数だけで割ると幼稚園の部分だけいうと9,900円が上限になるのかなという算定も持っております。それと最小今までが5,783円がこれは入園料込ですけれども値上がりになるという事で大きな負担にはなるとありますけれども、丁寧に説明をしながら実際幼稚園の一般財源について、施設の維持管理費であるとか一般財源が負担する維持費もかなり年々上がってきていますので、この新制度に合わせて整備していきたいということです。ほかの市町村でも金額についてばらつきがあるかと思いますが、その応能負担に合わせて料金を設定していくものと承知しております。

添石委員長 よろしいでしょうか。

神村委員 はい。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員 この条例の前の条例を見てみたんですけれども、3条の部分ですけれども、徴収ということで前のものでは、「月割りで毎月15日までに徴収する」というふうに書いてありまして、今回では保護者に対して「15日までに納付しなければならない」という義務規定になっていまして、かなり保護者に対して払いなさいよというふうに思われるんですけれども、これに関して具体的にそれを払わない場合には何かをするというようなことがあるのでしょうか。

本部副部長 条例の表現の違いもあるんですが、現在でも滞納したところについては、滞納整理という形で徴収をしております。ただどうしてもこれが諸般事情でできない場合には、時効10年が経った場合は、不能欠損という形で落としているんですが、特に強制執行とかそういったことに及ぶという事ではありません。

饒波委員 現状やっているとおりのことをやると。

本部副部長 はい、そういう徴収の方法になると思います。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。

饒波委員 いいですか、今回条例のことについて今議論しておりますけれども、この参考資料、規則のことについて質問してもよろしいですか。この表の、第3階層の3Bと第4階層の料金の違いがないような気がするんですけれども、これはどこで区

別したらいいのかわからないですけど。第3階層の3Bと第4階層を何故分けたのかなと。

惣慶主幹

3A階層の所では住民税7万7,100円以下ということにしているんですけども、その中でも一部、ひとり親世帯とか在宅障がい世帯の園児の世帯については若干減額をしておりますので、そのために第4階層と7万7000円と分けて、その中で更にまたひとり親世帯がありますよということでそういうふうに分けてあります。

饒波委員

僕は、これ何故分けたのかというと、将来的にこの階層にも恩恵があるように、この階層は第4階層と明らかに違うという階層であるので、だからまた将来的にこちらに関しても何らかの支援というのを目論んで区別したのかなと思って。今はあまり変わらないんですよ。それで質問したわけですけども、そういうことではないということですよ。

惣慶主幹

今回分けたのはそういうことではないです。

饒波委員

はい、わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。ちょっと私から一点、教育長も財政畑なので是非レクチャーも含めてお教え頂きたいのですが、この第4階層世帯への負担、今後あるという中で、今、国の動きとしてもいわゆる高額所得という方々から、公平性の負担というのもこれからあるんですけども、金額にしたら何百円、何千円なんですけど、これがどんどんいろんな形で負担がかかって来ると、かなりこの階層の方の今の生活の状況の中で、いわゆる可処分所得の所でかなり減ってきて、これくらいの金額はと、どこか感覚はあると思うんですけども、実際はやはり負担感がかなりあると思うんですよ。そういうバランスというか視点というのは、こういう金額を決める際、行政からしたらこれだけ金額が足りないのどうかこの層からお願いしますという趣旨はわかりますけれども、そういう層の方々の現状とか可処分所得的なもの、他のものにもどんどん負担がいつていきますから、そのうえのバランスというのはどの様に分析をしていくのでしょうか。

本部副部長

多分ですが、統計的に私が数字を取った訳ではないのですが、日本全国そうなんですけど所得でいう中間層が無くなって、上位の層と下の層に分かれている状況は続いていると思います。新制度から見て申し上げますと、国はいろいろこれも減免します、これも無償化しますという話がありますが、実はその分の負担は市町村も応分の負担をして下さいということで、交付税で措置しますよということでおっしゃるんですが、なかなかそれが見えずに市町村の負担になってくる状況があります。そうすると皆さんから頂いた税金をそこに投入するという形になって参りますので、最終的にはそれに対しても起債、その交付税が足りない分については起債してもよいですよ、ということは国はおっしゃるんですが、市町村自治

体にとって、これは借金ですので従来みたいに交付税でその額を満額頂けるわけではないし、ただ制度としては確かに子育て支援とか必要ですので、国のほうがおっしゃるように減免枠を広げて、本当にここだけの話で、事務方から言わして頂ければ、その分、国のほうがどうにかもっと市町村財政等々、応援して頂ければ私どもこの値上げについてもこういった形にはならないと思んですが、どうしても財源については市町村である程度、一般財源をつぎ込むということになると、どうしても料金がある階層については上げさせて頂いてその分また減免する分にまわすという形になるという事になります。ご説明にはなっておりませんが、どうしても。

添石委員長 それは決定事項、こうなりましたということでの周知にしかならないものですから、やっぱりそこでこの階層の方々からご判断的な部分とか意見を申す機会がないという中で進められると、先ほど言ったように負担が増える一方でまた片や非課税措置がどんどん薄くなったりとか、この階層の方々の結構生活の面でかなり追いやられていく側面もあると思うので、是非、慎重な議論と慎重な収支の仕方というのを講じて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。それでは意見も出尽くしたようですので議案第34号「那覇市立幼稚園保育料等条例制定に関する意見の申し出について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第34号につきましては原案のとおり議決いたしました。続きまして議案第35号「那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」の説明をお願いいたします。

本部副部長 提案理由・資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いします。はい、神村委員。

神村委員

学年始まりの休業日が少なくなりましたね。始業式も5日からになって三日位早くなったんですけれども、学年末はその代わりに早く終わるという事になりますよね。子ども達が在宅になる日数が多くなるという事ですよね。つまり1年生に今度つなぐためのその空間の日には長くなるということなんですけれども、学校現場にいた者からすると、預かりに保育に行っている子ども達はまったく問題はないと思います。休みもやって下さっていますので。ただその預かりに行っていない子ども達に関しての保護者からは、小学校と一緒に、同じくらいに終わったら上の子達と一緒にお家にいることができるという点の話はこれまでも聞いたことがあるのですが、この辺、何か早めたということは先ほどの保育料との関係ですか、それとも他にも考え方がありますか。

諸見里副参事 21日間というその間の時間を動かさないでおこうということで現場の負担も考えた次第です。同じ日数にするために三日早めたので三日遅くするということで

す。委員がおっしゃるような預かり保育では3月31日迄、終業式が終わってもカバーはしているんですけれども、おっしゃるように在宅のお子さんはちょっと未知数ですね、どういう感想を持つか。

添石委員長 よろしいでしょうか。

神村委員 おそらく私が今考えているようなことを考える。お家で幼稚園児を一人で置くことができない、兄弟がいたら別、兄弟が終わる日が一緒だったら大体大丈夫という事があるんですけれども、その代わりに早く終わった子ども達に関して臨時の預かりっていうことは今のところはありませんよね。

諸見里副参事 一時預かりということで半日400円、1日800円ということで受け入れてはおります。親御さんが用事がある時とか。

神村委員 それで対応できるはずですね。わかりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。はい、教育長。

渡慶次教育長 21日間というのは動かせないんですね。4月1日から8日間、1日から5日間、たまたま次の年は土曜日曜はさんでいて、1日から期間が短くなるんですね平日。これはたまたまそうなんですけど、これが例えば1日が月曜日で月、火、水、木、金まで平日の時にこの子達はまだ小学校に入っていないということになる。例えば学童ではこの人達は1日から5日間は学童では預かってもらえないとこうなるんですか。

諸見里副参事 1年生になるお子さんは4月1日から児童クラブへは申込みできます。

渡慶次教育長 ある程度カバーできているんですね。3月の末までは預かりにいて1日から学童に通うと。

本部副部長 児童クラブの枠がちゃんとあればという事になります。

渡慶次教育長 児童クラブの枠が空いて入ればということ。

神村委員 いいですか。児童クラブの話もありましたけれども、幼稚園の預かりのほうが親御さんにとってはちょっと安心して預けるような気がしますね。ずっと今までいたし、ということで卒園したからということでなければ、そういうことができるように配慮していくと、親御さんは安心してできるんじゃないかと思いますね。

添石委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。はい、それでは意見も出尽くしたようですので議案第35号「那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第35号は原案どおり議決いたしました。引き続き議案第36号「那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令制定について」の説明をお願いいたします。

本部副部長 提案理由・資料説明

添石委員長 ご意見、ご質問ございましたらお願いします。よろしいでしょうか、それでは議案第36号「那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 議案第36号等は原案どおり議決いたします。それでは非公開を解かせていただきます。以上をもちまして平成26年度第15回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第33号	那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第34号	那覇市立幼稚園保育料等条例制定に関する意見の申し出について	原案どおり可決
議案第35号	那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第36号	那覇市立幼稚園処務規程の一部を改正する訓令制定について	原案どおり可決